

新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の生活福祉資金特例貸付 債権管理に関わる業務委託 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

群馬県社会福祉協議会（以下、本会という）では、新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付（以下、特例貸付という）の債権管理に関わる業務を事業者へ委託する。

特例貸付の貸付後において、償還に関わる事務処理や情報管理など債権管理を業者委託することにより、適正かつ効率的な業務の実施を図り、業務量およびコストの削減を可能とすることを目的とする。

2. 委託業務の内容に関する事項

(1) 業務名称

特例貸付の債権管理に関わる業務。

(2) 業務内容

償還免除業務、償還金の請求・入金管理業務などの償還業務および借受人等の情報管理に関わる業務。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の生活福祉資金特例貸付債権管理に関わる業務委託の仕様書【概要版】を参照のこと。

(3) 委託期間

令和4年3月1日から令和7年3月31日

3. 応募資格に関する事項

- (1) ISMSの認証、またはプライバシーマークを取得していること。
- (2) 特例貸付事業における派遣もしくは業務委託での運用実績があること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）。

①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ④役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑥役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 手続きに関する事項

(1) 応募申請書等の提出

①応募を希望する者は、次の書類を郵送またはメールにて提出すること。

- ・ 応募申請書（別紙様式1）
- ・ 決算書および税務申告書（直近2年分）
- ・ ISMSの認証、またはプライバシーマークを取得していることを証明する書類
- ・ 特例貸付事業における派遣もしくは業務委託での運用実績資料（任意様式）
- ・ 秘密保持に関する誓約書（別紙様式2）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式3）

応募申請書の提出があった事業者には、本件仕様書等を送付する。

②応募申請書等の提出期限

令和3年12月20日（月）17時まで。

(2) 事前審査の実施

応募申請書等に基づき、事前審査を実施する。審査結果は令和3年12月22日（水）までに通知する。

(3) 質問書および業務委託提案書等（以下、提出書類という）の提出

事前審査を通過した事業所は「新型コロナウイルス感染症に係る緊急小口資金等の生活福祉資金特例貸付債権管理に関わる業務委託の仕様書【概要版】」および「同仕様書【詳細版】」を参照のこと。

5. 問合せ先・提出先

〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町13-12

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

電話：027-255-6031 メール：shikin@g-shakyo.or.jp

6. 業務委託業者の選定

(1) 業務委託候補者の選定、審査方法について

本会において提出書類の内容について、提出書類（見積書含む）および業者ヒアリングに基づき、業務委託提案内容を総合的に評価した上で選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は令和4年2月4日（金）までに通知する。

7. その他

(1) 次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続きへの参加資格を失うことがある。

①「3. 応募資格に関する事項」の要件を満たさなくなったとき。

②提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

③その他、本プロポーザルの応募手続きにおいて不相当と認められる行為があったとき。

(2) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、本会ホームページへの掲載等により周知を図る。

(3) 提出された質問書および提出書類は返却しない。

(4) 業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容および審査内容については公開しない。